

◎同盟通信社第四回理事會議事録

昭和十一年三月廿四日午後一時十分開會、午後二時四十分閉會、
會場 東京市麴町區丸ノ内東京會館

出席理事 十七名

田中 都吉	山田金次郎	岡崎 鴻吉
緒方 竹虎	高石眞五郎	野中 楠吉
田中 齊	山根 文雄	森田 久
高原 操	松岡 正男	中山 龍次
萩野元太郎	築田欽次郎	岩永 裕吉
畠山 敏行	古野伊之助	

委任狀 五名

寺田 四郎	矢上以久三郎	岡本 佐市
小坂 武雄	大島 宇吉	

議長 社長事務代行 田中都吉

△報告事項（岩永事務理事ヨリ左記報告ヲ爲シ出席理事一同之ヲ承認ス）
一役員異動ノ件

法人 同盟通信社

(イ)二月七日社團法人日本放送協會推薦理事山本直太郎氏死去セラレタリ

(ロ)二月廿四日定款第二十七條ニ依ル監事トシテ社團法人日本放送協會ヨリ古賀傳吉氏ヲ推薦、同廿五日監事福田英助氏ノ同意ヲ得テ
常務監事ニ就任ノ認可申請シ三月六日主務大臣ヨリ認可セラル
(ハ)三月十九日定款第二十一條第一項第一號ニ依ル理事下村宏氏大阪朝日新聞社退任ニ付後任理事トシテ高原操氏就任セラレタリ

ニ日本放送協會融資ノ件

三月一日社團法人日本放送協會ヨリ金壹百萬圓ノ資金融通ヲ受ケタリ其ノ條件ノ主要ナルモノ左ノ如シ

利子 年四分三厘八毛

三ヶ年据置、爾後二十ヶ年元利半ヶ年賦均等償還

△協議事項

岩永事務理事ヨリ通信社合同問題ニ關シ本月二十日賴母木通信大臣

ヨリ政府案トシテ別紙裁定案ヲ手交之ガ諾否ノ回答ヲ求メラレタル
趣ヲ説明シ、之ニ對シ出席理事中ヨリ質疑並ニ希望ノ開陳アリテ本
裁定案ヲ承認、右ニ關スル今後ノ折衝一切ヲ業務執行理事ニ一任シ
必要ニ應ジ各理事ハ業務執行理事ニ協力スルコトニ決定セリ

以 上

議 長

田中 圭



理 事

緒方 竹虎



同

森田 久



社 國
法 人

同 盟 通 信 社

三月廿日 賴田木匠 五子 瑞子 正交

遞信省

(甲)

一、電通は新聞通信、經濟通信、及ニュース寫眞に關する事業を同盟の利益のために廢止し、今後再び之を行はざること。

電通は前記各事業の得意其の他の業務關係を同盟に引續ぐこと。

右に對し同盟は金百八十萬圓を電通に支拂ふこと。

二、前項に掲げたる事業に従事せる電通の社員は事情の許す限り、なるべく多数同盟にて之を社員に採用すること。

三、第一項に掲げたる事業に専屬する電通の資産にして同盟が必要とするものは、公平なる評價を以て同盟に於て之を買取ること。

四、電通は其の資本金壹百萬圓を二百萬圓に増資し、此の増資による新株二萬株（一株の金額を五十圓とす）は全部同盟にて之を引受くること。

但し右新株の第一回拂込金は一株につき十二圓五十錢とすること。

五 同盟は其の廣告取次に關する事業を電通の利益のため廢止し、其の得意其の他の業務關係を電通に引繼ぐこと。

右に對し電通は金二十五萬圓を同盟に支拂ふこと。

六 現在廣告取次の事業に従事する同盟の社員にして、同盟が現在の業績を維持し發達せしむるために有要なる人物として推舉する者は電通に於て之を社員に採用し、現在に相當する地位權限待遇を與ふること。

（現在の廣告部員は總數約四十名なり）

七 電通の推舉する同社現在の重役二名を同盟の重役に選任すること。

但し其の内一名は同盟專任の常務理事とし、他の一名は依然電通重役の地位に止まり之を本務とし、唯同盟との連絡を計るため同盟の役員會に列し重要事項の協議に參與するものとす。

八、同盟の推舉する者二名を電通の取締役に選任し、内一名は電通専任の常務取締役として必要の権限を附與され、業務執行の任に當り、他の一名は平取締役として電通の重役會に列し且つ重要事項の協議に與かるものとす。